1 (略)

2 最低制限価格の設定

(1) 最低制限価格は、上記1に掲げた業務ごと下記表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表①の欄から④の欄までに掲げる額を合計した額(1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額)に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8(測量業務にあっては10分の8.2)を、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じ、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た額とする。いずれの場合においても、1万円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てて得た額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額とする。

改正前

業種区分	①	2	3	4
測量	直接測量費の額	測量調査費 の額	諸経費の額に 10分の4. 8を乗じて得 た額	_
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の 額	技術料等経費 の額に10分 の6を乗じて 得た額	諸経費の額に 10分の6を 乗じて得た額
土木関係の建設 コンサルタント 業務(積算に技 術経費を用いる ものを除く)	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価の 額に10分の 9を乗じて得 た額	一般管理費等 の額に10分 の4.8を乗 じて得た額
土木関係の建設 コンサルタント 業務(積算に技 術経費を用いる ものに限る)	直接人件費の額	直接経費の 額	技術経費の額 に10分の6 を乗じて得た 額	諸経費の額に 10分の6を 乗じて得た額

1 (略)

2 最低制限価格の設定

(1) 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書、仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額(1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額)に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8(測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5)を、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6(地質調査業務にあっては3分の2)を乗じ、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た額とする。いずれの場合においても、1万円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てて得た額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額とする。

改正後

(削除)

(新設) (2) 測量業務 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 (新設) (3) 土木関係の建設コンサルタント業務(積算に技術経費を用いない場合) ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 (新設) (4) 建築関係の建設コンサルタント業務 ① 直接人件費の額 ② 特別経費の額 ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 (新設) (5) 地質調査業務 ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 (新設) (6) 補償関係コンサルタント業務(積算に技術経費を用いない場合) ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 (新設) (7) 電算帳票業務委託は、作業価格計に10分の7を乗じて得た額 (2) 複数の業務の種類を一の契約として発注する場合は、業務区分ごとの最低制限 (8) 複数の業務の種類を一の契約として発注する場合は、業務区分ごとの最低制限 価格を算出し、それらを合計した額とする。 価格を算出し、それらを合計した額とする。 (新設) 3 特別な業務等で、前項の規定により難いものについては、同項に定める算定方法 にかかわらず、契約ごとに10分の8(測量業務にあっては10分の8.2、地質 調査業務にあっては10分の8.5)から10分の6(地質調査業務にあっては3 分の2)の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。 (略) (略)

附則

- この基準は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成31年1月18日から施行する。 附 則
- この基準は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和2年5月1日から施行する。

附則

- この基準は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成31年1月18日から施行する。 附 則
- この基準は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。